

独立行政法人国際協力機構 平成 24 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成 24 年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献）

公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を目的とした MDGs 達成への貢献に向けた保健、教育、水分野等における優良案件の形成及び実施を行う。

(ロ) 持続的経済成長

インフラ整備、投資環境整備（法・制度整備を含む。）等持続的経済成長の後押しとなる優良案件の形成及び実施を行う。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して案件を形成及び実施を行う。

(ハ) 地球規模課題への対応

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、優良案件の形成及び実施を行う。

(ニ) 平和の構築

緊急人道支援から復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行い、事例紹介を通じて機構の取組を対外発信する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂し、プログラム・アプローチ推進のための基盤を整備するとともに、同ガイドラインに基づきプログラム計画書を策定し、質の高いプログラム形成に努める。
- ② 各プログラム・プロジェクトにおける事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底するとともに、成果達成状況の「見える化」を図る。
- ③ 事後評価結果等から得られた教訓を事業実施へフィードバックするよう、機構内で推進する。
- ④ 総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を実施している優良案件の事

例を収集し、関係者に共有することで意識向上を図り、キャパシティ・ディベロップメント案件の質の向上に努める。

- ⑤ 平成 24 年度の三角協力取組方針（仮称）を策定する。また同方針に則り、優良案件の蓄積、提供可能な情報の整理、案件形成時の協議体制構築を行い、より質の高い三角協力案件の形成・実施に努める。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で 34 ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。
- ② 毎年度の事業方針に基づき、地域別事業方針を策定する。
- ③ 戦略的な事業を形成するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、課題や分野別の指針等の策定・更新を行いつつ、援助機関としての専門性を強化する取組を行う。
- ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO 等との対話を通して得た知見や課題解決のための知見、経験、情報を共有する。

(ロ) 研究

機構が蓄積した知見を活用しつつ、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を推進する。あわせてワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ウェブサイトの充実等により発信を強化する。

(3) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な技術協力プロジェクトの案件形成・実施に努める。課題別研修は、新規又は更新される案件について、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づき形成・実施する。また、研修実施後の体系的レビューにより得られた教訓を抽出し、事業に反映する。
- ② 平成 23 年度に改訂した「技術協力量マニュアル」について内部アンケートを実施し、業務フロー及び執務参考資料との整合性を図りつつ必要に応じて改善を検討する。
- ③ プロジェクトの事例研究を実施し、結果を活用して、プロジェクトマネジメントの

質の向上を目的とした研修を職員、専門家等事業関係者に対して実施する。

(ii) 有償資金協力

- ① 開発途上国の経済発展、経済的自立支援を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件形成・実施に努める。
- ② 開発途上国のマクロ経済調査、債務持続性調査等を実施し、その知見を円借款事業の案件形成、審査や実施監理において活用する。また、機構職員の審査能力、実施監理能力向上のため、財務・経済的分析手法等の研修を実施する。
- ③ 円借款の更なる迅速化を可能とする制度見直し等、日本政府とともに開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- ④ 借入人の為替リスク軽減を含む方策等、我が国の政策的優先度が高く、かつ、開発途上国側のニーズにも合致した新制度につき日本政府と協議する。並行して、既存制度においても、必要に応じて業務フローや手続き等を見直し、執務参考資料やマニュアルに反映する。
- ⑤ 海外投融資については、パイロットアプローチの教訓を反映して、業務実施体制、リスク審査・管理体制を構築し、開発効果の高い新規案件の形成・実施に取り組む。

(iii) 無償資金協力

- ① 各国、地域の課題解決に資する案件を適正かつ迅速に形成・実施するとともに、案件形成・実施にかかる実績を集計・分析し、次年度の改善案を検討する。
- ② 無償資金協力の事業実施や開発効果の向上を図るために、職員向けの研修、調査及びマニュアルの整備を行う。
- ③ 無償資金協力案件の建築物・機材の仕様や工期の精査等、過去に実施した案件の教訓のフィードバックを行うための検討を行い、新規案件の形成や実施中案件の監理に適切に反映させる。
- ④ 無償資金協力事業への企業の参加を促進し競争性を拡大すべく、入札・契約等の制度改善や予備的経費の試行的導入の結果に係る分析（本格導入された場合には見直し・改善。）を行う。
- ⑤ 我が国の政策的課題に柔軟かつ的確に対応し、プログラム化推進のための取組や過去の案件の教訓に係るフィードバックを無償資金協力の制度に適切に反映させるべく、業務フロー及び手続の改善を行う。

(ロ) 災害援助等協力

- ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、実施後にレビューを行い、得られた教訓が

次回派遣につながるよう改善を図る。

- ② 医療チームは、手術機能付派遣を含めた研修・機材整備を実施する。また、病棟機能等の技術検討を進める。救助チームは、災害援助に関する国際的な認定レベル維持のため各訓練の質の向上を図る。物資供与は、日本からの支援であることがより被災国に伝わるよう工夫しつつ、世界食糧計画（WFP）が運営する国連人道支援物資備蓄庫（UNHRD）活用も含め、供与状況と備蓄体制の適合性を把握し、迅速性及び費用対効果の最適化を図る。
- ③ 平時には国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）等の国際連携枠組に積極的に参画し貢献するとともに関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な情報共有・救援調整を図る。

（ハ）海外移住

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収する。
- ③ 債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ④ 日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。
- ⑤ 日系社会における継承語教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ⑥ 海外移住資料館において、引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住・日系社会に関する資料の整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、地域等との連携強化などの取り組みを行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、年間の教育プログラム参加人数を 1,894 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを目指す。

（4）開発人材の育成（人材の養成及び確保）

- ① 国際協力を携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。なお、国際協力人材センターウェブサイト「PARTNER」の新規人材登録者数を 1,500 名、新規登録団体数の 65 団体、情報提供件数の前年比 200 件増に取り組む。また、国際協力を携わる人材向けに登録・応募手続きを簡素化し、団体向けには、人材閲覧機能の向上を図り、利用団体の利便性の向上を実現する。
- ② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270 名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。

- ③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生インターンを、現行制度に基づき着実に実施する。なお、30名程度の受け入れに取り組む。

(5) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ① 開発課題の解決に資する事業の実施を目的に、平成24年度の国別ボランティア派遣計画において、グループ型派遣を本格的に導入するとともに、開発課題に沿った案件形成を実施することにより、特にシニア海外ボランティアの開発ニーズへの合致率を向上させる。
- ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるために、ボランティア事業に関連した国際会議に参加し、国際機関等との協議等を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。
- ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するために、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの充実及びシンポジウムの開催等に取り組む。
- ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するために、ボランティアが作成する活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングを強化する。
- ⑤ また、国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するために、民間連携ボランティアを本格的に導入・実施するとともに、自治体及び大学との連携を促進する。
- ⑥ 選考及び訓練・研修方法の更なる改善として、シニア海外ボランティアの登録制度の改善及び二次選考（面接）の一部地方実施を導入する。また、25年度から新規導入する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練・研修プログラムを確定する。
- ⑦ グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化するために、企業・自治体向け説明会の開催回数拡大（年4回）や進路支援情報サイトの構築・運営等を行うことにより、帰国隊員の進路支援を強化する。また、帰国隊員による社会還元の好事例の収集及び発信を行うとともに、帰国後訓練等支援案を策定する。

(ロ) 市民参加協力

- ① NGO等が活動するために必要な事業対象国情報を、ウェブサイトにて更新する。
- ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を実施し、案件開始後計画をレビューする実施計画協議を実施するとともに、終了時における評価の確実な実施に努める。
- ③ NGOと機関間の協議会等における草の根技術協力事業に係る協議の実施と協議内容から抽出された必要な取組の実施に努める。

- ④ 地球ひろばを通じて、所管地域で行われる多様な手作りの国際協力の試みに対し、支援サービスを提供するとともに、NGO、企業、市民等の情報受発信、ネットワーク化等のための機会を提供する。なお、これらの取組により、情報発信件数を1割増加させること、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを旨とする。
- ⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。なお、これらの取組により、開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実によるアクセス数を 100,000 件以上とすること、開発教育に関する研修の実施実績人数を 3,500 人以上とすることを旨とする。
- ⑥ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善を図る。

(ハ) 広報

(イ) ODA の現場を伝える広報

国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、開発途上地域における我が国 ODA に対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭に、新しい媒体の活用等を含め、総合的な対外発信機能を強化する。

(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）

全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト等を通じ、「見える化」を徹底し、情報開示を強化する。

(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

- ① NGO 等との連携強化を図るべく、引続き NGO と JICA 間の連携協議会の開催を推進する。また、中小企業海外展開支援に資する事業において、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を実施することで、民間企業との連携強化を図る。
- ② 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化を目的とし、教育機関及び自治体との連携推進のための各種会議の開催拡充を図る。
- ③ 民間連携促進のための制度整備と着実な運用を実施するとともに、機構の民間連携に関する情報の対外発信、ニーズ把握の強化を図る。
- ④ 民間の知見が技術協力や資金協力に活かされた案件又は機構の支援が民間の事業

化に繋がった案件の形成を促進する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 国際機関・二国間ドナーと、国・地域やセクターに関する事業戦略や、開発課題解決に向けた双方の取組を共有し、国際援助潮流や国・地域やセクター支援方針作成に向けた発信と援助協調を促進する。
- ② 二国間協議や国際会議等の場を通じて、新興ドナーとの対話を促進し、国・地域やセクターに関する事業戦略や援助経験・アプローチの共有、三角協力の推進等を図る。
- ③ 国際機関・二国間ドナーとの協議を通じて、国・地域やセクターに関する事業戦略や開発課題の解決に向けた双方の取組を共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との協調を促進する。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ② 本部と在外事務所の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引続き、優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員・専門家・外部関係者等に対するジェンダー講義等を引続き実施する。
- ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成・抽出・事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し適切な提言や教訓を得て、その活用をいっそう促進するよう取り組む。また、有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られた教訓を機構内部に広く提供する。
- ② 事業評価年次報告書をよりわかりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイト掲載数増加により、検索機能を充実させる。
- ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標設定及び教訓活用

を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部へ広く情報共有する。

(二) 安全対策の強化

- ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。
- ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント及びコントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図るため、執務参考マニュアルの作成、対外説明用資料の整理及び各援助手法（技術協力・有償資金協力・無償資金協力）における事業段階別での制度的改善策の整理を行うほか、安全対策セミナーの実施や専門員等を派遣し助言等を行う。

(ホ) 主務大臣からの緊急の要請への対応

機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部のスリム化を含め、本部の組織体制の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。
- ③ 現地職員向けの研修強化や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- ④ 国内拠点については、広尾センターを閉鎖し他の施設への機能移転を行う。
また、大阪国際センターと兵庫国際センターの施設及び組織統合により、関西国際センターとして新体制での業務を開始する。さらに、札幌国際センターと帯広国際センターの組織統合により、北海道国際センターとして新体制での業務を開始する。
- ⑤ 民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップ強化（連携協定締結含

む)を通じ、更なる拠点施設の利用を促進する。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を強化する。これらの取組を通じ、国内拠点の利用者数 470,000 人程度を目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会における点検の継続的な実施を図る。また、新規参入者向けウェブサイト等を活用した情報の提供方法の改善を図るとともに、コンサルタント等契約の契約手続きの更なる改善として、監督検査ガイドラインの見直し・公開・周知、調達制度に係る説明会等を通じた企業等との対話、コンサルタント等業務実績評価の見直し、総合評価落札方式の試行のモニタリングに取り組む。
- ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。
- ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 内部監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ② 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ③ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。また、組織全体のリスクを統制するため、リスク管理に関連する各種委員会を定期的で開催し、会議の結果及びリスクへの対応につき、各部署にフィードバックする等の一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。

- ④ 引続き内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑤ 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に取り組む。
- ⑥ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を検討する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① 一般契約にかかる各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系導入に伴う精算業務の見直し、コンサルタント等契約の選定手続きの一部簡素化、電子入札の導入等、事務手続きの合理化・簡素化を図る。
- ② 機材調達事務の効率化として、新しい機材調達実施体制の構築と定着を図る。また、契約情報管理の効率化として、収集・集計する契約情報の見直し及び契約情報の収集方法の検討を行う。
- ③ 在外事務所の調達実施体制の適正化として、役務（ローカルコンサルタント）調達や施設建設契約にかかる手引きの作成と周知を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地の体制整備を図る。
- ④ 専門家等派遣手続きにおいて、更なる効率化が必要な課題を抽出するとともに、旅行制度及び派遣手当制度との関連性を整理する。また、派遣手続きの効率化に資する旅行制度・派遣手当制度のあり方を検討する。
- ⑤ 平成 22 年度に公表を行った「研修員システム 業務・システム最適化計画」に基づき、新たな「研修員システム」の導入・運用を開始することで、研修員受入手続きの効率化を図る。
- ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえたマニュアルの構築等を行う。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成 23 年度比 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続検討する。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

- ① 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、平成 24 事業年度財務諸表におけるセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進める。
- ② 引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 620 億円

有償資金協力勘定 2,200 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

区分所有の保有宿舎 34 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付又は譲渡する。広尾センターについては、処分の準備を進める。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。
- ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。
- ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。
- ④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ① 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。
- ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫納付する。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

収入	運営費交付金収入	145,379
	施設整備費補助金等収入	467
	事業収入	358
	受託収入	1,553
	寄附金収入	5
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	759
	計	148,522
支出	一般管理費	10,106
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,106
	業務経費	136,390
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	135,510
	受託経費	1,553
	寄附金事業費	5
	施設整備費	467
	計	148,522

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[人件費の見積り]

期間中、12,908百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

収支計画

別表 2

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		148,319
	経常費用	148,319
	一般管理費	9,992
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,992
	業務経費	136,390
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	135,510
	受託経費	1,553
	寄附金事業費	5
	減価償却費	378
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		147,561
	経常収益	147,513
	運営費交付金収益	145,266
	事業収入	311
	受託収入	1,553
	寄附金収入	5
	資産見返運営費交付金戻入	362
	資産見返補助金等戻入	16
	財務収益	48
	受取利息	48
	臨時収益	0
	純利益（▲純損失）	▲ 759
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	759
	目的積立金取崩額	0
	総利益（▲総損失）	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		164,595
	業務活動による支出	147,941
	一般管理費	9,992
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,992
	業務経費	136,390
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	135,510
	受託経費	1,553
	寄附金事業費	5
	投資活動による支出	581
	固定資産の取得による支出	581
	財務活動による支出	3,672
	不要財産に係る国庫納付による支出	3,672
	国庫納付金による支払額	10,797
	次年度への繰越金	1,604
資金収入		164,595
	業務活動による収入	147,296
	運営費交付金による収入	145,379
	事業収入	358
	受託収入	1,553
	寄附金収入	5
	投資活動による収入	970
	施設整備費補助金による収入	0
	固定資産の売却による収入	220
	貸付金の回収による収入	750
	財務活動による収入	0
	前年度からの繰越金	16,329

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。